

新型コロナ感染症海外短信 — ドイツ XIV

2022年9月20日

加久間 景子*

1. 新型コロナ関連動向

7月の蔓延後、7日間の感染者数の平均値が人口10万人に対して200~300人と落ち着いてきたが、無症状あるいは病状の軽い件数の届けがないケースが多く、実際には2~3倍の件数があるとされている。これは、おそらく無料であったコロナ検査の期間が終わったことも関係があると考えられ、長期間に及ぶコロナ対策で国として経済的な問題も叫ばれ始めている。

この中で、8月から延期になっていた新たなコロナ対策案が先日発表された【別紙】。これが決定されると10月から来年春までの対策となる。但し、これは国の方針であり、その時々々の状態により州が最終的に決断できる方針は変わっていない。

幸いにもデルタ変異株以後、全く新しい変異株は見つかっていないとしながらも依然感染力の強いオミクロン B4、B5 の影響は世界的にみても変わっていない。

現在、第2回目のブースター接種は60歳以上から推奨され、この年齢層では25%の接種が行われている。また、9月末に予定されていた坑オミクロン成分を含むワクチン接種がこの数日前から可能になった。これでワクチン接種希望者も増えると思われる。ただこのワクチンは、オミクロン B1 のみ有効で B4、B5 にも有効なワクチン(BioNTech/ Pfizer, Moderna) は、10月末から11月に市場に出てくると予測されている。

現在の10月に向けての対策は次のようにマスクが必要な場所の設定と、コロナテスト提示を必要とすることに限られている。勿論、これはワクチン接種と平行しての考えである。

1. 交通機関、医療機関での FFP2 マスクの義務

2. 病院、介護施設及び老人ホーム等では48時間有効なコロナ陰性証明書の提示義務

逆に、空調の設備の向上も寄与して飛行機の中はマスクの義務が解かれた。また、国のマスク義務控除の条件としてワクチン接種後3ヶ月以内、コロナ完治後3ヶ月が証明できることが掲げられており、実施には非現実な感もあり意見は分かれている。

専門家はドイツ人の90%以上が既に抗体を持っていると言っており、以前と異なり、コロナの抗体を持つ人数の増加もありコロナとの付き合い方も変わってきていると言える。

2. ウクライナ紛争

16年続いたメルケル首相の政権からドイツ社会民主党のシュルツ首相へと引き継がれた連立政権は、未だに終わらない変異株の問題のコロナ政策を受け継いだだけでなく、ロシアの侵入によるウクライナ紛争を機会に自国の軍隊の年間経費の増加を含め種々の政策の変更を余儀なくされ、その上エネルギー資源確保の問題で経済的危機を目前にし、多くの新しい課題を抱えている。

その中で、メルケル首相時代の副首相でもあったシュルツ首相の言動がはっきりしないと国内だけでなく他国からもしばしば聞かれる。しかし問題の大きさもあり、一方的にシュルツ政権の批判を行うのはやや的外れているようにも思われる。

その理由は、第二次世界大戦後のドイツはナチスが犯した戦争責任の重しがあり、戦後常に、「強く平和なヨーロッパ連合」「世界を創る信念に基づいての政策」が取られてきた。

ロシアの他国への侵入という世界戦争の可能性に怯えるようになってしまった事態に対し、ドイツの対応が当初慎重だったことは理解できる。

ロシア側では、戦争ではなくウクライナ国民をナチスから救う行動、即ち戦争ではないと言い切っていた。このナチスと名付けた理由は第二次大戦中ド

* 在ドイツ音楽家。なお、本稿は、加久間景子氏からの情報提供を、本財団理事長光多長温がまとめたものである。

イツのナチス侵略がウクライナにまで及んでいた歴史からきているようであるが、これはロシアがウクライナが NATO 側に傾いていることを防ぐ行動を誤魔化しているとしか言いようがない。

しかし、ドイツの慎重な姿勢は、ロシアの行動が他国への侵略であり又半年経過し、更に長期化することが言われる中で明確に変化した。ウクライナ紛争の更なる激化を防ぐ為、ヨーロッパ連合、アメリカ、その他日本を含め各先進経済国と足並みを揃えることとなり、ドイツも多大な軍機、経済的な援助の道へと進んで来ている。

むろん様々な軍の資材、戦車など各国で決断は分かれているが、ドイツの戦車などウクライナ支援の総量は増える一方である。戦車等の兵器や、現実に戦場で使用できるようウクライナ兵の訓練もドイツで行われ、既に成果が出ているかは明確ではないが戦場で使用されている。数日前、ドイツからロシア軍が引き上げた後の地雷の廃棄処置に専門家が派遣されることも決まった。

問題はいかにして侵略戦争を終わらせるかであるが、現在長期化せざるを得ないのではないかという意見が多い。

3. エネルギー問題他

2011 年日本の東北大地震における福島原発の災害を契機に原子力利用の見直しがなされ、当時のメルケル首相の強い迅速な判断で、2022 年迄に全ての原子炉の使用を終わらせることが異例の早さで決まり実行されてきた。しかしこれは皮肉にも、今回のロシアの侵略戦争の影響でのエネルギー不足という現象に繋がってしまった。

核利用のないエネルギー資源を求めロシアから天然ガスを通す工事が進められ、パイプライン「ノルドストリーム 2」の完成まで数ヶ月となっていた。これがウクライナ紛争で、ロシアに対し経済制裁が進む中で当初、躊躇はあったものの工事を止めることが決定された。このため、現在ドイツは他のどの国よりもエネルギー問題で厳しい状態になってしまったと言えるだろう。

野党から今年 12 月時点で残っている 3 つの原子炉を使用中止にはせず、2 年間エネルギー問題の緩和のため少なくとも 2 つは残す案が出されている。しかしみどりの党副首相ハーベックは反対の姿勢を崩さ

ず、連立政権シュルツ首相も変更の方針は打ち出していない。

天然ガスタンクは 75% 満たされているとの発表があり、10 月 1 日現在 90% に達したと報道があり数字の上では今年の冬は問題なしと言われているが、先の見通しがたっているわけではなく、ガスの価格は上がるばかりである。様々な経済援助の案が出されている。学生年金者も含み納税者に 1 回限り 300 ユーロ(約 4 万円)がエネルギー高値政策として支給され、企業への具体的援助も間近に決まる予定である。しかし既に中小企業の中には倒産申告の届けが出始めている。ガスと平行して電気の価格も決まるのでいずれ上がると思われ、今年の冬が無事に送れるかと国民が冗談でなく思うのも当然である。

2011 年以降、原子炉に変わり太陽熱、風力発電。最近では生物エネルギーに至るまで種々のエネルギー源の開発が進んでいるが、配給する設備を整えるのに時間がかかりコロナ対策で遅れた影響もあり間に合っていない。

先般、シュルツ首相がカナダを訪問し、水素エネルギーの開発・輸入契約が結ばれた。現在の緊迫した状態には間に合わなくも将来ロシアからエネルギー資源で独立することは必然的又重要であると考えられる。地球温暖化対策が決まっても、今後石炭・石油に頼るようになってはこれまでの全ての計画が無駄になってしまう。世の中の動きは複雑でヨーロッパ連合が核を利用するエネルギー資源を容認・推薦する様になったりしており、ドイツの対応が裏目に出てしまったかが分かる。

8 月のドイツのインフレーションは 7.9% で下がる傾向は現れていない。これから国の政策がどの程度効果が出るか注目されているが全く不安な時代になってしまった。この中で、連立政権の支持率は 50% を切る動きとなっており、シュルツ首相の個人的支持率も下がり気味であり首相としての人気度は 4 番目と低くなっている。トップは副首相ハーベックであり、その後は外務大臣ベアボックとみどりの党が続いている。

ドイツを始めとして、ヨーロッパ諸国はウクライナの難民受け入れその他の以前からの難民問題もあり、直面する問題は極めて多く、先行き厳しい。

【別紙】

I、防疫対策

1. 出入国関係（入国制限措置等）

2022年6月11日以降、日本を含む第三国に対する新型コロナウイルス関連の全ての入国制限が暫定的に解除された。これにより、今まで必要であった証明書提示義務（ワクチン接種証明書、陰性証明書、快復証明書のいずれかの提示）及び入国理由を証明する疎明資料の提示は不要となり、観光や知人訪問目的での入国もこれらの証明書なしで入国することが可能となった。

ただし、中国在住者（中国在住のドイツ国籍者を除く）に関しては、引き続き入国の際に以下に挙げられた重要な渡航理由が必要となる（「証明書提示義務」は不要）。

本緩和措置はあくまで暫定的なものとされていることから、引き続き渡航前には最新の防疫措置に関する情報確認の要あり。

・中国在住者（中国在住のドイツ国籍者を除く）

中国在住者は従来どおり例外的措置として、重要かつ必須な渡航理由を有していれば、例外的にドイツへの入国が可能であり、概ね以下の者及び渡航目的であれば、ドイツへの入国は許可される。

- 医療従事者、医療研究者及び高齢者介護従事者
- 経済的観点からその労働が必要であり、その労働が延期できず、あるいは外国において実施することができない、外国人技能労働者及び高度専門労働者)
- 物流従事者、運輸業従事者
- 農業に係る季節労働者
- 船員
- ドイツ国外で（ドイツの大学の学業を）完全な形で進めることが不可能な外国人留学生、並びに職業見習・実習生及び（ドイツにおける）職業資格認定のための試験・研修等に参加する者
- 家族滞在の目的で入国する外国人家族、及び家族に係る緊急の理由による訪問
- 国際的保護その他人道上の理由による保護を必要とする者
- その任務を遂行する外交官、国際機関職員、軍関係者、人道支援関係者
- 特定引揚げ者
- トランジット乗客

2. 検疫措置

2022年6月11日以降、日本を含む第三国に対する新型コロナウイルス関連の全ての入国制限が暫定的に解除された。これにより、今まで必要であった証明書提示義務（ワクチン接種証明書、陰性証明書、快復証明書のいずれかの提示）及び入国理由を証明する疎明資料の提示は不要となり、観光や知人訪問目的での入国もこれらの証明書なしで入国することが可能となった。

3. 国内措置（行動制限等）

9月16日、改正感染症予防法が成立（10月1日発効）。これにより、ドイツ国内全体にかかる主な感染予防措置は、

- 14歳以上の者に対する長距離公共交通機関における FFP2 マスク着用義務。6歳以上14歳未満の者は医療用マスクの着用義務（ただし、航空機は除く）
- 病院、介護施設等における FFP2 マスク着用義務及び検査結果提示義務（病院等の規模等によって異なるので、利用・訪問先に事前に確認の要あり）

加えて、感染状況に応じて各州政府が追加的感染予防措置を導入することができる旨規定しており、今後、各州において規制が定められる可能性があるため、各州政府の発表にも要留意。

II. 感染予防対策

1. 手洗い・うがい・咳エチケット等

定期的な手洗い・うがいを励行し、咳エチケットの徹底をはかるとともに、なるべく人混みを避け、可能な限り接触機会を減らすなど、感染予防対策に一層努めること。

特に外出先から戻ったときなどには、石けんを使った手洗いを励行するとともに、必要に応じてエタノール系消毒液なども併用すること。また、換気の悪い閉鎖空間や不特定多数が集まる場所への出入りは可能な限り自粛すること。

2. AHA+AL ルール

ドイツ政府は「AHA」ルール（1.5メートルの対人間隔確保、保健衛生措置及び日常マスクの着用の遵守を呼びかけている。加えて、コロナ警告アプリの利用（Appの「A」）及び複数人が滞在する密室における定期的な換気（Lueftenの「L」）を強く推奨している。

3. 連邦政府によるコロナ警告アプリ (Corona-Warn-App)

ドイツ連邦政府が運用するコロナ警告アプリ「Corona-Warn-App」は、新型コロナウイルス感染者と接触した可能姓のある市民に、この接触の事実を通知するスマートフォン用アプリである。ユーザーが感染したことが明らかになった場合には、アプリを通じて自身のランダムコードを匿名で接触した可能姓のある全てのユーザーに提供することが可能であり、アプリは具体的な対処策を提供する。これにより感染者の迅速な隔離を可能にし、感染の連鎖を断ち切るのに役立つ、とされる。

このアプリのダウンロード及び利用は任意（義務ではない）。

4. ワクチン接種

2022年5月20日現在、ドイツにおいて有効なワクチンは Vaxzevria (アストラゼネカ)、Spikevax (モデルナ)、Comirnaty (バイオンテック・ファイザー)、Janssen (ジョンソン&ジョンソン)、Nuvaxovid (ノババックス) の5種類である。ドイツ国内においては、全てのワクチンは3回の接種で接種が完了したこととなる(初回に Janssen を接種した場合、2回目以降は mRNA ワクチンの接種を推奨)。

(1) 12歳から17歳までの未成年者に対するブースター接種等 (2022年1月13日)

(ア) ワクチン常設委員会 (STIKO) は、12歳から17歳までの未成年者に対して、mRNA ワクチン Comirnaty (バイオンテック・ファイザー) によるブースター接種 (追加接種) を推奨する旨発表 (投与量は30マイクログラム)。ブースター接種は、前回のワクチン接種から少なくとも3か月の間隔を空ける必要がある。

(イ) また、Janssen (ジョンソン&ジョンソン) による接種をした全ての18歳以上の者に対して、mRNA ワクチンを用いた2回目のワクチン接種による基礎免疫の最適化を推奨する。

(2) 5歳から11歳の児童に対するワクチン接種 (2021年12月9日)

ワクチン常設委員会 (STIKO) は、様々な既往症を有する5歳から11歳の児童等に対して、ワクチン接種を推奨する旨発表。ワクチン種類は mRNA ワクチン Comirnaty (バイオンテック・ファイザー) であり、3~6週間の間隔で2回のワクチン接種 (各10マイクログラム) を推奨。なお、既往症のない児童も、

希望すればワクチン接種を受けることが可能。

(3) 全ての市民に対するブースター接種 (追加接種) (2021年12月21日改定)

ワクチン常設委員会 (STIKO) は18歳以上の全ての者に対して、最後 (2回目) の接種から3か月経過後のブースター接種 (追加接種) を推奨する旨発表。また、新型コロナウイルスの罹患者は、感染から少なくとも3か月の間隔を開けて1回のワクチン接種を行う必要がある。

二度目の追加接種 (ブースター) においても、引き続き70歳以上の高齢者、高齢者介護施設の入所者及び職員、その他新型コロナウイルスに感染した場合に重症化のリスクが極めて高いグループに対するブースター接種 (追加接種) を優先事項とする旨発表、ワクチン未接種者の早期の接種を強く推奨している。

9月末から新たに2回目のブースター接種の推奨年齢が60歳以上に引き下げられた。ブースター接種は、ワクチン接種センター、病院、個人開業医等において可能であり、そのワクチン種類は、mRNA ワクチンである Spikevax (モデルナ) または Comirnaty (バイオンテック・ファイザー) となる。

(4) 接種証明書の発行

ワクチン接種時には、黄色いワクチン手帳 (Impfpass/Impfbuch) に日付、接種場所、接種ワクチン (シール) が記載される。このワクチン手帳に加え、ワクチン接種センター、接種を受けた医療機関、一部の薬局において QR コード付きの接種証明書が発行される。さらに、この QR コード付き接種証明書をあらかじめスマートフォンにダウンロードしておいたアプリに読み込ませることによって、デジタル接種証明を取得することが可能。なお、デジタル接種証明は、ワクチン手帳や紙の接種証明書を補完するものであり、その取得はあくまでも任意。